旭医大達第２４号
令和５年２月８日

旭川医科大学病院診療録等の電子保存に関する運用管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長　　西　川　祐　司

旭川医科大学病院診療録等の電子保存に関する運用管理規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院診療録等の電子保存に関する運用管理規程（平成16年旭医大達第141号）の一部について，下表右欄（「現行」欄）を，同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
（略） （管理組織） 第4条　本院に，病院情報システム管理者（以下「システム管理者」という。），病院情報システム運用責任者（以下「運用責任者」という。），病院情報システム監査責任者（「以下「監査責任者」という。）及び医療情報システム安全管理責任者（以下「安全管理責任者」という。）を置く。 2　システム管理者は，経営企画部長をもって充てる。 3　運用責任者は，経営企画部副部長（医療情報担当）をもって充てる。 4　監査責任者は，病院長が指名する者をもって充てる。 5　安全管理責任者は，システム管理者の推薦に基づき病院長が指名する者をもって充てる。（新設） （略） （安全管理責任者の業務） 第9条　第4条第5項に規定する安全管理責任者は，システム管理者の	（略） （管理組織） 第4条　本院に，病院情報システム管理者（以下「システム管理者」という。），病院情報システム運用責任者（以下「運用責任者」という。）及び病院情報システム監査責任者（「以下「監査責任者」という。）を置く。 2　システム管理者は，経営企画部長をもって充てる。 3　運用責任者は，経営企画部副部長（医療情報担当）をもって充てる。 4　監査責任者は，病院長が指名する者をもって充てる。 （略）

指示の下，厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」が示す医療情報システム安全管理責任者としての業務を行う。（新設） 第10条～第23条（略） 附　則 この規程は，令和5年2月8日から施行する。 【改正理由】 診療報酬改定に伴い，「診療録管理体制加算２」を取得するにあたり，専任の医療情報システム安全管理責任者を設置する必要が生じたため，所要の改正を行うものである。	第9条～第22条（略）